

平成 25 年 5 月 16 日
広島県報定期第 38 号

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(共 同 漁 業 権)

平成 25 年広島県告示第 432 号の別冊 6 冊のうち 1

大竹市, 廿日市市, 広島市
安芸郡坂町 海面

免許予定日 平成 25 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 35 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 25 年 5 月 16 日から
平成 25 年 7 月 15 日まで

1 公示番号 共第1号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | とりがい漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市御幸町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根

〃 2 御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角

ア 1から94度10分の線と距岸150メートルの線との交点

イ ウから58度30分の線と距岸150メートル(東栄地区埋立地を除く)の線との交点

ウ 2から328度30分75.228メートルの所

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目

1 公示番号 共第2号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | とりがい漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市玖波地先

| | |
|-------|--|
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川河口中央） |
| 〃 2 | 玖波1丁目恵川河口左岸角 |
| ア | 1から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | 2から宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第3号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | とりがい漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸150メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 宮島町長浦ノ鼻（平根鼻） |
| 〃 2 | 可部島北端 |
| 〃 3 | 〃 南端 |
| 〃 4 | 宮島町革籠崎 |
| ア | 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | 2から70度の線と宮島町巖島の距岸150メートルの線との交点 |
| ウ | 〃 可部島の距岸150メートルの線との交点 |
| エ | 3から90度の線と可部島の距岸150メートルの線との交点 |

袋付建網漁業 //

つば網漁業 //

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市御幸町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根

〃 2 御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角

ア 1から94度10分の線と距岸200メートルの線との交点

イ ウから58度30分の線と距岸(東栄地区埋立地を除く)200メートルの線との交点

ウ 2から328度30分75.228メートルの所

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目

1 公示番号 共第6号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | 袋付建網漁業 | // |
| | つば網漁業 | // |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市玖波地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央)

〃 2 玖波1丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ50メートルの所

ア 2から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点

イ 1から宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸250メートルの線との交点

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

1 公示番号 共第7号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | 袋付建網漁業 | 〃 |
| | つば網漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 廿日市市大野ヤクショウ鼻

〃 2 大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

ア 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸250メートルの線との交点

イ 2から宮島町革籠崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

1 公示番号 共第8号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | 袋付建網漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃 2 可部島北端

〃 3 〃 南端

- 〃 4 宮島町革籠崎
- 〃 5 〃 焼山
- ア 1 から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
- イ 2 から 70 度の線と宮島町厳島の距岸 200 メートルの線との交点
- ウ 〃 可部島の距岸 200 メートルの線との交点
- エ 3 から 90 度の線と可部島の距岸 200 メートルの線との交点
- オ 〃 厳島の距岸 200 メートルの線との交点
- カ 4 から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
- キ 〃 250 メートルの線との交点
- ク 5 から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す (132 度) 線と距岸 250 メートルの線との交点

3 関係地区 大竹市小方 1・2 丁目, 黒川 1～3 丁目, 御園 1・2 丁目, 玖波 1～8 丁目, 阿多田, 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口, 宮島口上, 宮島口東, 宮島口西, 深江, 福面, 対厳山, 前空, 物見東, 物見西, 上の浜, 下の浜, 梅原, 塩屋, 沖塩屋, 林が原, 丸石, 宮浜温泉, 八坂, 大野原

1 公示番号 共第 9 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 2 種共同漁業 | つぼ網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先
 漁場の区域 次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町上室浜洲鼻 (砂浜中央)
 〃 2 〃 長浦ノ鼻 (平根鼻)

ア 1 から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ 2 から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3 関係地区 大竹市玖波 1～8 丁目

1 公示番号 共第10号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第2種共同漁業 | つば網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃 2 可部島北端

〃 3 〃 南端

〃 4 宮島町革籠崎

〃 5 〃 焼山

ア 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ 2から70度の線と宮島町巖島の距岸200メートルの線との交点

ウ 〃 可部島の距岸200メートルの線との交点

エ 3から90度の線と可部島の距岸200メートルの線との交点

オ 〃 巖島の距岸200メートルの線との交点

カ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

キ 〃 250メートルの線との交点

ク 5から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す（132度）線と距岸250メートルの線との交点

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第11号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|---------------|
| 第2種共同漁業 | 白魚やな漁業 | 2月1日から5月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市小方1丁目地先
 漁場の区域 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって
 囲まれた新川の区域
- 基 点 1 小方1丁目新川橋下流側右岸付け根
 // 2 // 左岸付け根
 // 3 2から護岸沿い下流へ100メートルの所
 // 4 1から護岸沿い下流へ100メートルの所
- 3 関係地区 大竹市小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1～3丁目

1 公示番号 共第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第2種共同漁業 白魚やな漁業 2月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市港町地先
 漁場の区域 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって
 囲まれた大膳川の区域
- 基 点 1 大竹市黒川1丁目大膳橋下流側右岸付け根
 // 2 // 左岸付け根
 // 3 2から護岸沿い下流へ100メートルの所
 // 4 1から護岸沿い下流へ100メートルの所

3 関係地区 大竹市小方1・2丁目, 御園1・2丁目, 黒川1～3丁目

1 公示番号 共第13号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第2種共同漁業 白魚やな漁業 2月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市玖波1丁目地先
 漁場の区域 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって
 囲まれた恵川の区域
- 基 点 1 玖波1丁目恵川JR山陽本線鉄橋下流側左岸付け根
 // 2 // 右岸付け根
 // 3 // 恵川新橋上流側右岸付け根
 // 4 // 左岸付け根

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第14号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域 次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域

基 点 1 宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

ア 1から大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角を見通す線と宮島町革籠崎から大竹市阿多田島高山の高を見通す線を北西に延長した線との交点

3 関係地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第15号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|------------------|
| 第1種共同漁業 | とりがい漁業 | 12月1日から翌年4月30日まで |
| | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島県と山口県との県境地先

漁場の区域 次の1ア, ア5, 5イ, イウ, ウ7, 7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし, 共第3号, 共第16号の区域を除く。

基 点 1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃 2 〃 革籠崎

〃 3 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱

〃 4 〃 第2標柱

〃 5 大竹市甲島の高

〃 6 〃 白石灯台

〃 7 〃 阿多田島シビト鼻

ア 3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点

イ 5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和

- ウ 地竹の子島の高を見通す線との交点
7から倉橋町黒島北西端を見通す線と6から竹の子島の高を見通す線との交点
- 3 関係地区 大竹市阿多田，呉市音戸町。ただし早瀬，田原を除く。

1 公示番号 共第16号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | とりがい漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび類漁業 | 〃 |
| | うに類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 大竹市阿多田島地先 |
| 漁場の区域 | 阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |

3 関係地区 大竹市阿多田

1 公示番号 共第17号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あわび類漁業 | 〃 |
| | うに類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 大竹市甲島地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |

基 点 1 甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点

〃 2 〃 呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と甲島の最大高潮時

- 海岸線との交点
- ア 1 から玖波 356 高地を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
- イ 2 から鹿島南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
- 3 関係地区 大竹市阿多田

1 公示番号 共第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 2 種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島県と山口県との県境地先

漁場の区域 次の 1 ア, ア 5, 5 イ, イウ, ウ 7, 7・2 を結んだ 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 共第 8 号, 共第 20 号及び共第 21 号の区域を除く。

基 点 1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻 (平根鼻)

〃 2 〃 草籠崎

〃 3 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第 1 標柱

〃 4 〃 第 2 標柱

〃 5 大竹市甲島の高

〃 6 〃 白石灯台

〃 7 〃 阿多田島シビト鼻

ア 3 から 4 を見通す延長線と 5 から大竹市玖波 356 高地を見通す線との交点

イ 5 から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と 6 から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点

ウ 7 から倉橋町黒島北西端を見通す線と 6 から竹の子島の高を見通す線との交点

3 関係地区 大竹市阿多田

1 公示番号 共第 19 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 2 種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | 袋付建網漁業 | 〃 |
| | つば網漁業 | 〃 |

1 公示番号 共第22号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 廿日市市地御前, 阿品地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) |
| 〃 2 | 〃 地御前5丁目田屋埋立地北東角 |
| 〃 3 | 〃 地御前漁港南側の埋立地南西角 |
| ア | 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |

3 関係地区 廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目

1 公示番号 共第23号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市地御前地先 |
| 漁場の区域 | 次の4ア, ア1を結んだ2直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側埋立地南東角から護岸沿い北へ70メートルの所 |
| 〃 2 | 〃 地御前1丁目護岸東角 |

- // 3 // 廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
 // 4 // 串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所
 // 5 // 木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西へ575メートルの所
 ア 5から1を見通す線上60メートルの所
 3 関係地区 廿日市市地御前，地御前1～5丁目，地御前北1～3丁目，住吉1・2丁目，上平良，宮内，宮内1・4丁目

1 公示番号 共第24号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第2種共同漁業 いそ建・も建網漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市地御前，阿品地先

漁場の区域 次の1ア，アイ，イウ，ウエ，エ5を結んだ5直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第27号の区域を除く。

基 点 1 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）

// 2 // 地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東角

// 3 // 地御前1丁目護岸東角

// 4 // 廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）

// 5 // 串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所

// 6 // 木材港南南側護岸南角

// 7 6から護岸沿い北東へ380メートルの所

ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所

イ 2から148度700メートルの所

ウ 7から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上60メートルの所

エ 6から198度85メートルの所

3 関係地区 廿日市市地御前，地御前1～5丁目，地御前北1～3丁目，住吉

1・2丁目，上平良，宮内，宮内1・4丁目，広島市佐伯区五日市駅前，五日市中央，海老園，海老山町，隅の浜，五日市町

1 公示番号 共第25号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第2種共同漁業 | つぼ網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 廿日市市地御前，阿品地先 |
| 漁場の区域 | 次の1ア，アイ，イウ，ウ5を結んだ4直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所） |
| 〃 2 | 〃 地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東角 |
| 〃 3 | 〃 地御前1丁目護岸東角 |
| 〃 4 | 〃 廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界） |
| 〃 5 | 〃 串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 |
| 〃 6 | 〃 木材港南南側護岸南角 |
| ア | 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所 |
| イ | 2から148度700メートルの所 |
| ウ | 6から175度160メートルの所 |

3 関係地区 廿日市市地御前，地御前1～5丁目，地御前北1～3丁目，住吉1・2丁目，上平良，宮内，宮内1・4丁目

1 公示番号 共第26号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第2種共同漁業 | つぼ網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオカ，カ9を結んだ2直線と10・11を結んだ直線と最大高潮 |

時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3キ、キク、ク4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営棧橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。

- | | | |
|----|------|---|
| 基点 | 1 | 宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央） |
| 〃 | 2 | 〃 幸町有之浦陸閘西端から東へ1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 |
| 〃 | 3 | 〃 浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地との境界杭） |
| 〃 | 4 | 〃 胡町防波堤突端 |
| 〃 | 5 | 〃 〃 への渡橋南西側付け根 |
| 〃 | 6 | 〃 小なきり鼻 |
| 〃 | 7 | 〃 聖崎 |
| 〃 | 8 | 〃 中崎南東端 |
| 〃 | 9 | 〃 せんご鼻北端 |
| 〃 | 10 | 〃 包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根 |
| 〃 | 11 | 10から120度の線と包ヶ浦川右岸との交点 |
| ア | | 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 |
| イ | | 2から廿日市市宮島口1丁目地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 |
| ウ | | 2から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線上500メートルの所 |
| エ | | 6から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 |
| オ | | 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 |
| カ | | 8から佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートルの所 |
| キ | | 3から281度270メートルの所 |
| ク | | 4から4度30分180メートルの所 |
| 3 | 関係地区 | 廿日市市地御前，地御前1～5丁目，地御前北1～3丁目，住吉1・2丁目，上平良，宮内，宮内1・4丁目 |

1 公示番号 共第27号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市阿品地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界 (宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) |
| 〃 2 | 〃 阿品1丁目西幸記念碑埋立地北側付け根 |
| ア | 1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上250メートルの所 |
| イ | 〃 450メートルの所 |
| ウ | 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上450メートルの所 |
| エ | 〃 250メートルの所 |

3 関係地区 廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 住吉1・2丁目, 上平良, 宮内, 宮内1・4丁目

1 公示番号 共第28号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | とりがい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮浜温泉地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端 |
| 〃 2 | 〃 大竹市との海岸線における境界 (鳴川川河口中央) |
| ア | 1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | 2から宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |

3 関係地区 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1~3丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江1~3丁目, 福面1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 前空1~6丁目, 物見東1・

2丁目, 物見西1～3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1～4丁目

1 公示番号 共第29号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | とりがい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口, 前空, 梅原地先
 漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウ6を結んだ2直線と2・3, 4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

| | |
|-------|--|
| 基 点 1 | 廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界 (宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ30メートルの所) |
| 〃 2 | 〃 下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角 (永慶寺川河口左岸角) |
| 〃 3 | 〃 大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所 |
| 〃 4 | 〃 大野毛保川河口左岸角 (北側) から護岸沿い北西へ25メートルの所 |
| 〃 5 | 〃 梅原毛保川河口右岸角 (北側) から護岸沿い北西へ25メートルの所 (河口から1番目の階段付け根) |
| 〃 6 | 〃 蛭ヶ崎鼻南端 |

ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点

ウ 〃 宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所

3 関係地区 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1～4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1～3丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江1～3丁目, 福面1～3丁目, 対巖山1～3丁目, 前空1～6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1～3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・

2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1～4丁目

1 公示番号 共第30号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮浜温泉地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端

〃 2 〃 と大竹市との海岸線における境界(鳴川川河口中央)

ア 1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ 2から宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

3 関係地区 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1～4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1～3丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江1～3丁目, 福面1～3丁目, 対巖山1～3丁目, 前空1～6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1～3丁目, 上の浜1～2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1～4丁目

1 公示番号 共第31号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口, 前空, 梅原地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ, ウ6を結んだ2直線と2・3, 4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ30メートルの所)

| | | | |
|-------|---|---|--|
| 〃 | 2 | 〃 | 下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角） |
| 〃 | 3 | 〃 | 大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所 |
| 〃 | 4 | 〃 | 毛保川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ25メートルの所 |
| 〃 | 5 | 〃 | 梅原毛保川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ25メートルの所（河口から1番目の階段付け根） |
| 〃 | 6 | 〃 | 蛭ヶ崎鼻南端 |
| ア | | | 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | | | 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点 |
| ウ | | 〃 | 宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所 |
| 除外区域1 | | | 宮島競艇場の区域 |
| 除外区域2 | | | 次のア2，2イ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サ5，5シを結んだ13直線とシソを距岸150メートルで結んだ線とソタ，タアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 |
| 基点 | 1 | | 永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角） |
| 〃 | 2 | 〃 | 南東角 |
| 〃 | 3 | | 上の浜かき殻粉碎工場跡地南の護岸南角 |
| 〃 | 4 | 〃 | 上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根 |
| 〃 | 5 | 〃 | 突端 |
| ア | | | 1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上12メートルの所 |
| イ | | | 2から321度46メートルの所 |
| ウ | | 〃 | 330度62メートルの所 |
| エ | | | 3から217度107メートルの所 |
| オ | | 〃 | 225度50メートルの所 |
| カ | | 〃 | 255度30メートルの所 |
| キ | | 〃 | 201度18メートルの所 |
| ク | | | 4から231度30分60メートルの所 |
| ケ | | 〃 | 124度16メートルの所 |
| コ | | 〃 | 112度14メートルの所 |
| サ | | 〃 | 87度83メートルの所 |
| シ | | | 5スを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点 |

| | | |
|--------|---|---|
| ス | | 3 から 113 度 30 分 226 メートルの所 |
| セ | | // 150 度 30 分 345 メートルの所 |
| ソ | | セタを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| タ | | 1 から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上 220 メートルの所 |
| 除外区域 3 | | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ, エアを結んだ 2 直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 大野 2 丁目護岸南角 (西側) |
| | 2 | // 三菱石油コークス工場棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ 5 メートルの所 |
| ア | | 1 から 135 度 50 メートルの所 |
| イ | | // の線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| ウ | | 2 から棧橋に平行に引いた線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| エ | | // 上 20 メートルの所 |
| 除外区域 4 | | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 三菱石油コークス工場棧橋東側付け根から護岸沿い北東へ 5 メートルの所 |
| | 2 | 大野 2 丁目護岸東角 (南側) から護岸沿い南西へ 45 メートルの所 |
| | 3 | // (北側) |
| ア | | 1 から棧橋に平行に引いた線上 20 メートルの所 |
| イ | | // と距岸 5 メートルの線との交点 |
| ウ | | 3 から 131 度の線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| エ | | // 90 メートルの所 |
| オ | | 2 から 131 度 50 メートルの所 |
| カ | | // 20 メートルの所 |
| 除外区域 5 | | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエ, エオを結んだ 2 直線とオカを距岸 150 メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 宮島口西 1 丁目 4 番の埋立地南西角 (内角) |
| | 2 | // 南東角 |
| | 3 | // 5 番の埋立地南角 |
| ア | | 1 から宮島町大黒鼻北西端を見通す線上 200 メートルの所 |
| イ | | // と距岸 10 メートルの線との交点 |

| | | |
|--------|---|--|
| ウ | | 3 から宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ原との間の鼻)を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| エ | | // // 上 250 メートルの所 |
| オ | | エとカを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| カ | | 2 から 105 度の線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| 除外区域 6 | | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ 5 直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地北端護岸角 (埋立地と国道 2 号線との交点) から護岸沿い南へ 20 メートルの所 |
| | 2 | // // 北東へ 15 メートルの所 |
| | 3 | 廿日市市屋田越樋門北端 |
| | 4 | 3 から護岸沿い北東へ 37 メートルの所 |
| ア | | 1 から宮島町亀石灯台を見通す線上 10 メートルの所 |
| イ | | 2 から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| ウ | | 4 から宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| エ | | // 上 60 メートルの所 |
| オ | | 4 から亀石灯台を見通す線上 85 メートルの所 |
| カ | | 3 から亀石灯台を見通す線上 90 メートルの所 |
| キ | | 1 から亀石灯台を見通す線上 80 メートルの所 |
| 除外区域 7 | | 次のアイを距岸 5 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 3 から護岸沿い南西へ 91 メートルの所 |
| | 2 | // 41 メートルの所 (排水口中央) |
| | 3 | 大野賀撫津かき殻搬入栈橋西側付け根の階段取付部西角 |
| ア | | 1 から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| イ | | 2 から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| ウ | | 3 から亀石灯台を見通す線上 10 メートルの所 |
| エ | | // 60 メートルの所 |
| オ | | 1 から亀石灯台を見通す線上 25 メートルの所 |
| 3 関係地区 | | 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口 1 ~ 4 丁目, 宮島口上 1・2 丁目, 宮島口東 1 ~ 3 丁目, 宮島口西 1 ~ 3 丁目, 深江 1 ~ 3 丁目, 福面 1 ~ 3 丁目, 対巖山 1 ~ 3 丁目, 前空 1 ~ 6 丁目, 物見東 1・ |

2丁目, 物見西1～3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1～4丁目

1 公示番号 共第32号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市大野, 宮島町地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを宮島町距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを廿日市市距岸150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 |

基 点 1 廿日市市宮島口西観音崎

〃 2 宮島町大黒鼻北西端

〃 3 〃 白鼻

〃 4 廿日市市梅原蛭ヶ崎南鼻

ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点

ウ 3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点

エ 4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点

3 関係地区 廿日市市大野, 大野中央, 宮島口1～4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口東1～3丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江1～3丁目, 福面1～3丁目, 対巖山1～3丁目, 前空1～6丁目, 物見東1・2丁目, 物見西1～3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 梅原1・2丁目, 塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目, 八坂1・2丁目, 大野1・2丁目, 大野原1～4丁目

1 公示番号 共第33号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | とりがい漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |

| | |
|--------|---|
| しゃこ漁業 | 〃 |
| えむし漁業 | 〃 |
| さざえ漁業 | 〃 |
| あわび類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、次の除外区域を除く。 |
| 基 点 1 | 宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央） |
| 〃 2 | 〃 長浦ノ鼻（平根鼻） |
| ア | 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| 除外区域1 | 次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、ク3を結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ケコ、コサ、サシ、シケを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 |
| 基 点 1 | 宮島町下室浜水場の東鼻 |
| 〃 2 | 〃 北鼻 |
| 〃 3 | 2から北へ1番目の鼻 |
| ア | 1から297度45分75メートルの所 |
| イ | 2から243度30分160メートルの所 |
| ウ | 〃 304度30分140メートルの所 |
| エ | 〃 346度の線と3から288度の線との交点 |
| オ | 3から288度90メートルの所 |
| カ | 〃 280度110メートルの所 |
| キ | 〃 257度80メートルの所 |
| ク | 〃 288度25メートルの所 |
| ケ | 1から337度80メートルの所 |
| コ | 〃 350度150メートルの所 |
| サ | 〃 10度130メートルの所 |
| シ | 〃 60メートルの所 |
| 除外区域2 | 次の2ア、アイを結んだ2直線とイオを距岸150メートルで結んだ線とオカ、カ5を結んだ2直線と4ク、クキ、キ3を結んだ3 |

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

| | | |
|-----|---|-----------------------------|
| 基 点 | 1 | 宮島町大川浦赤石 |
| 〃 | 2 | 1 から 42 度の線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 〃 | 3 | 宮島町大川浦東大岩 |
| 〃 | 4 | 6 から 184 度の線と最大高潮時海岸との交点 |
| 〃 | 5 | 3 から 19 度の線と最大高潮時海岸との交点 |
| 〃 | 6 | 宮島町白鼻 |
| ア | | 3 から 214 度 180 メートルの所 |
| イ | | アとウを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| ウ | | 3 から 249 度 45 分 280 メートルの所 |
| エ | | 〃 3 度 30 分 560 メートルの所 |
| オ | | エとカを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| カ | | 5 から 244 度 115 メートルの所 |
| キ | | 4 から 314 度 50 メートルの所 |
| ク | | 3 から 236 度 60 メートルの所 |

- 3 関係地区 廿日市市大野，大野中央，宮島口 1～4 丁目，宮島口上 1・2 丁目，宮島口東 1～3 丁目，宮島口西 1～3 丁目，深江 1～3 丁目，福面 1～3 丁目，対巖山 1～3 丁目，前空 1～6 丁目，物見東 1・2 丁目，物見西 1～3 丁目，上の浜 1・2 丁目，下の浜，梅原 1・2 丁目，塩屋 1・2 丁目，沖塩屋 1～4 丁目，林が原 1・2 丁目，丸石 1～5 丁目，宮浜温泉 1～3 丁目，八坂 1・2 丁目，大野 1・2 丁目，大野原 1～4 丁目

1 公示番号 共第 34 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 2 種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市丸石地先 |
| 漁場の区域 | 次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ 3 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 廿日市市沖塩屋 4 丁目大野下水浄化センター埋立地西側付け根から護岸沿い南東へ 200 メートルの所 |
| 〃 | 2 〃 丸石 2 丁目独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所埋立地護岸東端 |
| 〃 | 3 〃 大野ヤクショウ鼻 |

- ア 2から廿日市市宮島町赤石を見通す（132度）線と距岸200メートルの線との交点
- イ 3から宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- 3 関係地区 廿日市市大野，大野中央，宮島口1～4丁目，宮島口上1・2丁目，宮島口東1～3丁目，宮島口西1～3丁目，深江1～3丁目，福面1～3丁目，対巖山1～3丁目，前空1～6丁目，物見東1・2丁目，物見西1～3丁目，上の浜1・2丁目，下の浜，梅原1・2丁目，塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目，八坂1・2丁目，大野1・2丁目，大野原1～4丁目，大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第35号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町上室浜州鼻（砂浜中央）

〃 2 〃 長浦ノ鼻（平根鼻）

ア 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

- 3 関係地区 廿日市市大野，大野中央，宮島口1～4丁目，宮島口上1・2丁目，宮島口東1～3丁目，宮島口西1～3丁目，深江1～3丁目，福面1～3丁目，対巖山1～3丁目，前空1～6丁目，物見東1・2丁目，物見西1～3丁目，上の浜1・2丁目，下の浜，梅原1・2丁目，塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目，八坂1・2丁目，大野1・2丁目，大野原1～4丁目，大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第36号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 廿日市市梅原地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端 |
| ア | 1から廿日市市宮島町白鼻を見通す線上200メートルの所 |
| イ | 1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と廿日市市沖塩屋大野下水浄化センター埋立地南側護岸との交点 |

3 関係地区

廿日市市大野，大野中央，宮島口1～4丁目，宮島口上1・2丁目，宮島口東1～3丁目，宮島口西1～3丁目，深江1～3丁目，福面1～3丁目，対巖山1～3丁目，前空1～6丁目，物見東1・2丁目，物見西1～3丁目，上の浜1・2丁目，下の浜，梅原1・2丁目，塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目，八坂1・2丁目，大野1・2丁目，大野原1～4丁目，大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 共第37号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町地先 |
| 漁場の区域 | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ7を結んだ2直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，3カ，カキ，キ4，4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営栈橋1号，2号，3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航 |

路の区域並びに次の除外区域を除く。

| | | |
|------|---|--|
| 基 点 | 1 | 宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央） |
| 〃 | 2 | 〃 幸町有之浦陸閘東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 |
| 〃 | 3 | 〃 浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地との境界杭） |
| 〃 | 4 | 〃 胡町防波堤突端 |
| 〃 | 5 | 〃 への渡橋南西側付け根 |
| 〃 | 6 | 〃 小なきり鼻 |
| 〃 | 7 | 〃 せんご鼻北端 |
| 〃 | 8 | 〃 包ヶ浦川河口から1番目の橋跡の下流側左岸付け根跡 |
| 〃 | 9 | 〃 右岸付け根跡 |
| ア | | 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| イ | | 2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| ウ | | 上450メートルの所 |
| エ | | 6から地蔵鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| オ | | 7から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 |
| カ | | 3から281度270メートルの所 |
| キ | | 4から4度30分180メートルの所 |
| 除外区域 | | 次の1アを結んだ直線とアイを距岸10メートルで結んだ線イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ7直線とケコを距岸5メートルで結んだ線とコサを結んだ直線とサシを距岸5メートルで結んだ線とシス、スセ、セソ、ソタ、タチを結んだ5直線とチトを距岸150メートルで結んだ線とトナ、ナ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 | 1 | 宮島町上室浜州鼻 |
| 〃 | 2 | 3から海岸沿い南西へ50メートルの所 |
| 〃 | 3 | 宮島町上室浜半ト岩 |
| 〃 | 4 | 5から海岸沿い南西へ140メートルの所 |
| 〃 | 5 | 〃 多々良潟西の鼻 |
| 〃 | 6 | 〃 埋立地護岸北西角 |
| 〃 | 7 | 7から護岸沿い西へ50メートルの所 |
| 〃 | 8 | 多々良潟埋立地護岸北東角 |

| | |
|---|--|
| ア | 1 から 304 度の線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| イ | 2 から 341 度 30 分の線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| ウ | 〃 50 メートルの所 |
| エ | 1 から 304 度 55 メートルの所 |
| オ | 3 から 342 度 90 メートルの所 |
| カ | 〃 352 度 40 メートルの所 |
| キ | 5 から 255 度 140 メートルの所 |
| ク | 4 から廿日市市上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線上 90 メートルの所 |
| ケ | 〃 〃 と距岸 5 メートルの線との交点 |
| コ | 5 から 6 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| サ | 6 から 5 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| シ | 7 から 351 度の線と距岸 5 メートルの線との交点 |
| ス | 〃 50 メートルの所 |
| セ | 5 から 0 度 90 メートルの所 |
| ソ | 〃 295 度 90 メートルの所 |
| タ | キツを結んだ直線とソクを結んだ直線との交点 |
| チ | タツを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| ツ | 5 から 318 度 225 メートルの所 |
| テ | 6 から 325 度 260 メートルの所 |
| ト | テナを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| ナ | 8 から 359 度 120 メートルの所 |

3 関係地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 共第 38 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|--------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | なまこ漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先

漁場の区域 次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ

- 2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 宮島町革籠崎
- " 2 " せんご鼻北端
- ア 1から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
- イ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
- 3 関係地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 共第39号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営栈橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。

- 基 点 1 宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
- " 2 " 幸町有之浦陸閘東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根
- " 3 " 浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地の境界杭）
- " 4 " 胡町防波堤突端
- " 5 " への渡橋南西側付け根
- " 6 " 小なきり鼻
- " 7 " 聖崎
- ア 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- イ 2から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- ウ " 上500メートルの所
- エ 6から地蔵鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

- オ 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
- カ 3から 281 度 270 メートルの所
- キ 4から 4 度 30 分 180 メートルの所
- 3 関係地区 廿日市市宮島町, 大野, 大野中央, 宮島口, 宮島口上, 宮島口東, 宮島口西, 深江, 福面, 対巖山, 前空, 物見東, 物見西, 上の浜, 下の浜, 梅原, 塩屋, 沖塩屋, 林が原, 丸石, 宮浜温泉, 八坂, 大野原, 地御前, 地御前北, 住吉, 上平良, 宮内, 大竹市玖波 1 ~ 8 丁目

1 公示番号 共第 4 0 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 2 種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 廿日市市宮島町地先
- 漁場の区域 次の 1 ア, アイ, イ 3 を結んだ 3 直線と 4・5 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 宮島町聖崎
- 〃 2 〃 中崎鼻の南東端
- 〃 3 〃 せんご鼻北端
- 〃 4 〃 包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根
- 〃 5 4 から 120 度の線と包ヶ浦川右岸との交点
- ア 1 から広島市佐伯区海老山の高を見通す線上 200 メートルの所
- イ 2 から佐伯区津久根島の高を見通す線上 200 メートルの所

3 関係地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 共第 4 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | あさり漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区観音新町地先 (太田川放水路)

| | |
|---------------|---|
| 漁場の区域 | 次の1・2を結んだ直線と3ア, アイ, イウ, ウエ, エ6を結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし, 次の除外区域を除く。 |
| 基 点 1 | 西区庚午北1丁目旭橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 |
| 〃 2 | 〃 左岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 |
| 〃 3 | 〃 庚午中4丁目庚午橋下流橋下流側右岸付け根 |
| 〃 4 | 〃 草津港1丁目南東角(草津漁港東側防波堤西側付け根)から護岸沿い北へ310メートルの所 |
| 〃 5 | 〃 観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの所 |
| 〃 6 | 〃 550メートルの所 |
| ア | 3から観音新町2丁目庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの所 |
| イ | 4から5を見通す線上130メートルの所 |
| ウ | 5から4を見通す線上80メートルの所 |
| エ | 6から護岸に直角に50メートルの所 |
| 除外区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域及びオカ, カキ, キク, クオを結んだ4直線によって囲まれた区域 |
| 1 | 庚午四等三角点(緯度34度22分36秒. 6955, 経度132度24分50秒. 5953) |
| ア | 1から115度8分53秒387.521メートルの所 |
| イ | 〃 115度1分20秒377.699メートルの所 |
| ウ | 〃 119度1分41秒376.301メートルの所 |
| エ | 〃 119度10分55秒386.187メートルの所 |
| オ | 〃 118度49分19秒273.128メートルの所 |
| カ | 〃 115度46分20秒261.795メートルの所 |
| キ | 〃 123度28分4秒262.227メートルの所 |
| ク | 〃 123度19分23秒273.542メートルの所 |
| 3 関係地区 | 広島市西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 観音本町1・2丁目, 南観音1～5丁目, 中区江波東1・2丁目, 江波西1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 舟入町, 南区皆実町1～6丁目 |
| 1 公示番号 | 共第42号 |
| 2 免許の内容たるべき事項 | |

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

| | | |
|-------|---|---|
| 漁場の位置 | 広島市西区観音，中区江波地先（天満川） | |
| 漁場の区域 | 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線とアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サ8を結んだ11直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。 | |
| 基 点 1 | 1 | 西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所 |
| 〃 | 2 | 中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所 |
| 〃 | 3 | 西区観音新町3丁目船だまり入口北側の国土交通省天満川観音新町第一高潮堤防工事金属標から護岸沿い東へ12メートルの所 |
| 〃 | 4 | 〃 観音新町4丁目船だまり南東角 |
| 〃 | 5 | 中区江波沖町江波橋西側北詰 |
| 〃 | 6 | 〃 南詰 |
| 〃 | 7 | 観音新町4丁目の新旧埋立地境界護岸点 |
| 〃 | 8 | 江波沖町三菱重工(株)広島造船所江波工場敷地護岸南東角 |
| ア | | 7から護岸沿い北へ10メートルの所 |
| イ | | 〃 91度47分53秒22.3メートルの所 |
| ウ | | 〃 154度15分7秒25.1メートルの所 |
| エ | | 〃 154度56分56秒30.5メートルの所 |
| オ | | 〃 145度46分46秒38.9メートルの所 |
| カ | | 〃 147度6分55秒41.4メートルの所 |
| キ | | 〃 168度53分7秒57.6メートルの所 |
| ク | | 〃 175度38分35秒52.7メートルの所 |
| ケ | | 〃 189度44分47秒86.2メートルの所 |
| コ | | 〃 203度8分55秒150.1メートルの所 |
| サ | | 8から南区似島町地獄鼻を見通す線上150メートルの所 |
| 除外区域1 | | 次の1・2までの間の高潮対策河川構造物敷の区域 |
| 1 | | 新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所 |

| | |
|--------|--|
| 2 | 西区観音新町1丁目昭和大橋上流側右岸付け根 |
| 除外区域 2 | 次の1・2までの間の高潮対策河川構造物敷の区域 |
| 1 | 新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所 |
| 2 | 中区舟入南6丁目昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ960メートルの所 |
| 除外区域 3 | 次の1・2, 3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 |
| 1 | 昭和大橋上流側右岸付け根 |
| 2 | 中区舟入南3丁目昭和大橋上流側左岸付け根 |
| 3 | 西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根 |
| 4 | 昭和大橋下流側左岸付け根 |
| 除外区域 4 | 江波沖町広島県公用船管理棧橋及び浮棧橋の周囲20メートルの区域 |
| 除外区域 5 | 次の1ア, アイ, イ2, 2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 |
| 1 | 昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ960メートルの所 |
| 2 | 〃 1,041メートルの所 |
| ア | 1から護岸に直角に対岸へ33メートルの所 |
| イ | 1と2を結ぶ直線に直角に2から35メートルの所 |
| 除外区域 6 | 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソタ, タチ, チツ, ツテ, テト, トナ, ナニ, ニヌ, ヌアを結んだ23直線によって囲まれた区域 |
| 1 | 観音新町1丁目天満川右岸の距離標C0/600(中国日立家電駐車場東) |
| ア | 1から31度38分295メートルの所 |
| イ | 〃 34度45分281メートルの所 |
| ウ | 〃 39度9分153メートルの所 |
| エ | 〃 40度20分148メートルの所 |
| オ | 〃 42度47分128メートルの所 |
| カ | 〃 41度10分124メートルの所 |
| キ | 〃 196度52分111メートルの所 |
| ク | 〃 196度16分118メートルの所 |
| ケ | 〃 198度34分134メートルの所 |
| コ | 〃 199度2分125メートルの所 |
| サ | 〃 205度40分353メートルの所 |
| シ | 〃 205度7分358メートルの所 |

ス // 205 度 21 分 375 メートルの所
セ // 205 度 54 分 380 メートルの所
ソ // 206 度 16 分 420 メートルの所
タ // 206 度 55 分 439 メートルの所
チ // 208 度 5 分 453 メートルの所
ツ // 209 度 36 分 461 メートルの所
テ // 209 度 41 分 446 メートルの所
ト // 209 度 24 分 443 メートルの所
ナ // 210 度 7 分 439 メートルの所
ニ // 209 度 26 分 421 メートルの所
ヌ // 30 度 42 分 289 メートルの所

除外区域 7 次のアイを 1 から 273 度 33 分 12 秒 5, 696. 80 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から 273 度 30 分 13 秒 5, 699. 19 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを 1 から 273 度 43 分 10 秒 5, 749. 13 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から 273 度 40 分 12 秒 5, 751. 51 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを 1 から 273 度 54 分 22 秒 5, 800. 80 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から 273 度 51 分 25 秒 5, 803. 17 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを 1 から 274 度 6 分 28 秒 5, 851. 73 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から 274 度 3 分 32 秒 5, 854. 19 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

1 仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒. 28499，東経 132 度 29 分 35 秒. 42005）

ア 1 から 273 度 43 分 48 秒 5, 695. 22 メートルの所
イ // 273 度 44 分 43 秒 5, 698. 38 メートルの所
ウ // 273 度 41 分 44 秒 5, 700. 77 メートルの所

| | |
|--------|--|
| エ | 273 度 40 分 49 秒 5, 697. 61 メートルの所 |
| オ | 273 度 53 分 46 秒 5, 747. 55 メートルの所 |
| カ | 273 度 54 分 40 秒 5, 750. 71 メートルの所 |
| キ | 273 度 51 分 42 秒 5, 753. 08 メートルの所 |
| ク | 273 度 50 分 48 秒 5, 749. 93 メートルの所 |
| ケ | 274 度 4 分 59 秒 5, 799. 22 メートルの所 |
| コ | 274 度 5 分 52 秒 5, 802. 39 メートルの所 |
| サ | 274 度 2 分 55 秒 5, 804. 75 メートルの所 |
| シ | 274 度 2 分 2 秒 5, 801. 58 メートルの所 |
| ス | 274 度 17 分 5 秒 5, 850. 15 メートルの所 |
| セ | 274 度 17 分 57 秒 5, 853. 32 メートルの所 |
| ソ | 274 度 15 分 2 秒 5, 855. 66 メートルの所 |
| タ | 274 度 14 分 9 秒 5, 852. 49 メートルの所 |
| 除外区域 8 | 次のアイを 1 から 273 度 54 分 55 秒 5, 688. 29 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から 273 度 53 分 49 秒 5, 689. 16 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを 1 から 274 度 4 分 40 秒 5, 740. 84 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から 274 度 3 分 35 秒 5, 741. 70 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを 1 から 274 度 15 分 23 秒 5, 792. 82 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から 274 度 14 分 19 秒 5, 793. 67 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを 1 から 274 度 27 分 14 秒 5, 844. 03 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から 274 度 26 分 10 秒 5, 844. 87 メートルの地点を中心とする半径 1. 5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域 |
| 1 | 仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒. 28499, 東経 132 度 29 分 35 秒. 42005） |
| ア | 1 から 273 度 54 分 31 秒 5, 686. 94 メートルの所 |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| イ | 〃 | 273 度 55 分 18 秒 5,689.65 メートルの所 |
| ウ | 〃 | 273 度 54 分 13 秒 5,690.51 メートルの所 |
| エ | 〃 | 273 度 53 分 26 秒 5,687.80 メートルの所 |
| オ | 〃 | 274 度 4 分 17 秒 5,739.49 メートルの所 |
| カ | 〃 | 274 度 5 分 3 秒 5,742.20 メートルの所 |
| キ | 〃 | 274 度 3 分 58 秒 5,743.06 メートルの所 |
| ク | 〃 | 274 度 3 分 12 秒 5,740.35 メートルの所 |
| ケ | 〃 | 274 度 15 分 1 秒 5,791.46 メートルの所 |
| コ | 〃 | 274 度 15 分 46 秒 5,794.17 メートルの所 |
| サ | 〃 | 274 度 14 分 42 秒 5,795.03 メートルの所 |
| シ | 〃 | 274 度 13 分 56 秒 5,792.31 メートルの所 |
| ス | 〃 | 274 度 26 分 52 秒 5,842.67 メートルの所 |
| セ | 〃 | 274 度 27 分 36 秒 5,845.39 メートルの所 |
| ソ | 〃 | 274 度 26 分 32 秒 5,846.23 メートルの所 |
| タ | 〃 | 274 度 25 分 48 秒 5,843.51 メートルの所 |

3 関係地区 広島市西区草津浜町，草津南 1・2 丁目，観音本町 1・2 丁目，南観音 1～5 丁目，中区江波東 1・2 丁目，江波西 1・2 丁目，江波南 1・2 丁目，江波本町，舟入町，南区皆実町 1～6 丁目

1 公示番号 共第 43 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | えむし漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区観音，中区舟入地先（天満川）
 漁場の区域 次の 1・2 を結んだ直線と 3・4 を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，1・3 の間の高潮対策河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。

| | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 西区東観音町観船橋下流側右岸付け根 |
| 〃 | 2 | 中区舟入町観船橋下流側左岸付け根 |
| 〃 | 3 | 西区観音本町 1 丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの所 |
| 〃 | 4 | 中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの所 |

除外区域 次の 8 イ，イロ，ロハ，ハニ，ニホ，ホヘ，ヘト，トチ，チリ，リヌ，ヌル，ルヲ，ヲワ，ワカ，カヨ，ヨ 2 を結んだ 16 直線と

| | |
|---|--|
| | 護岸（高潮対策工事完了区間においては、施工前の護岸）とよ って囲まれた区域 |
| 1 | 新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの 所 |
| 2 | 〃 左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの 所 |
| 3 | 〃 右岸付け根 |
| 4 | 〃 左岸付け根 |
| 5 | 西区観音本町 1 丁目新観音橋上流側右岸付け根 |
| 6 | 中区舟入中町新観音橋上流側左岸付け根 |
| 7 | 観船橋下流側右岸付け根 |
| 8 | 〃 左岸付け根 |
| イ | 8 から 7 を見通す線上 9 メートルの所 |
| ロ | 〃 護岸沿い下流へ 95 メートルの位置から護岸に直角に対岸 へ 8 メートルの所 |
| ハ | 〃 106 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 11 メートルの所 |
| ニ | 〃 135 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 13 メートルの所 |
| ホ | 〃 149 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 15 メートルの所 |
| ヘ | 〃 167 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 16 メートルの所 |
| ト | 6 から護岸沿い上流へ 169 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 15 メートルの所 |
| チ | 〃 154 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 15 メートルの所 |
| リ | 〃 143 メートルの位置から護岸に直角に対 岸へ 12 メートルの所 |
| ヌ | 〃 90 メートルの位置から護岸に直角に対岸 へ 11 メートルの所 |
| ル | 〃 66 メートルの位置から護岸に直角に対岸 へ 10 メートルの所 |
| ヲ | 〃 37 メートルの位置から護岸に直角に対岸 へ 12 メートルの所 |
| ワ | 〃 5 を見通す線上 14 メートルの所 |

- カ 4から3を見通す線上16メートルの所
 ヨ 2から1を見通す線上16メートルの所
- 3 関係地区 広島市西区草津浜町，草津南1・2丁目，観音本町1・2丁目，南観音1～5丁目，中区江波東1・2丁目，江波西1・2丁目，江波南1・2丁目，江波本町，舟入町，南区皆実町1～6丁目
- 1 公示番号 共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 //
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 広島中区舟入，江波，吉島地先（本川）
 漁場の区域 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，除外区域を除く。
- 基 点 1 中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根
 // 2 // 中島町西平和大橋下流側左岸付け根
 // 3 // 江波南2丁目南東角
 // 4 // 南吉島2丁目南西角
- 除外区域1 次の1・2の間の海岸保全構造物敷及び高潮対策河川構造物敷の区域
 1 中区江波東2丁目江波港北側入口の旧すべり東側付け根
 2 // 舟入川口町舟入橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ146メートルの所
- 除外区域2 次の1・2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
 1 中区光南2丁目西側護岸西端
 2 // 吉島町舟入橋下流側左岸付け根
- 除外区域3 次の6イ，イロ，ロハ，ハニ，ニホ，ホヘ，ヘト，トチ，チリ，リヌ，ヌル，ルヲ，ヲワ，ワカ，カヨ，ヨタ，タレ，レソ，ソツ，ツネ，ネナ，ナラ，ラム，ムウ，ウキ，キノ，ノオ，オク，クヤ，ヤマ，マケ，ケフ，フコ，コエ，エテ，テア，アサ，サキ，キ19を結んだ39直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施工前の護岸。以下同じ。）とによって囲まれた区域，20ユ，ユメ，メミ，ミシ，シエ，エヒ，ヒモ，モセを結んだ8直線と護岸とによって囲まれた区域及び18ス，スイ，いろを結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域並びにろは，はに，にほ，ほへ，へと，

とち, ちり, りぬ, ぬる, るを, をわ, わか, かよ, よた, たれ, れそ, そつ, つね, ねな, なら, らむ, むう, うみ, みの, のお, おく, くや, やま, ま 1 を結んだ 29 直線と護岸とによって囲まれた区域

| | |
|----|---|
| 1 | 3 から護岸沿い下流へ 46 メートルの所 |
| 2 | 中区舟入川口町舟入橋下流側右岸付け根 |
| 3 | 舟入橋下流側左岸付け根 |
| 4 | 〃 上流側右岸付け根 |
| 5 | 中区吉島町舟入橋上流側左岸付け根 |
| 6 | 4 から護岸沿い上流へ 146 メートルの所 |
| 7 | 中区舟入本町住吉橋下流側右岸付け根 |
| 8 | 〃 住吉町住吉橋下流側左岸付け根 |
| 9 | 〃 舟入本町住吉橋上流側右岸付け根 |
| 10 | 〃 住吉町住吉橋上流側左岸付け根 |
| 11 | 〃 舟入本町新住吉橋下流側右岸付け根 |
| 12 | 〃 住吉町新住吉橋下流側左岸付け根 |
| 13 | 〃 舟入中町新住吉橋上流側右岸付け根 |
| 14 | 〃 加古町新住吉橋上流側左岸付け根 |
| 15 | 〃 河原町中島神崎橋下流側右岸付け根 |
| 16 | 〃 加古町中島神崎橋下流側左岸付け根 |
| 17 | 〃 河原町中島神崎橋上流側右岸付け根 |
| 18 | 〃 加古町中島神崎橋上流側左岸付け根 |
| 19 | 西平和大橋下流側右岸付け根 |
| 20 | 〃 左岸付け根 |
| イ | 6 から護岸に直角に対岸へ 6 メートルの所 |
| ロ | 〃 沿い上流へ 40 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所 |
| ハ | 〃 50 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 14 メートルの所 |
| ニ | 〃 72 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所 |
| ホ | 〃 82 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所 |
| ヘ | 〃 114 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 17 メートルの所 |
| ト | 〃 155 メートルの位置から護岸に直角に対 |

| | |
|---|---|
| | 岸へ17メートルの所 |
| チ | 7から護岸沿い下流へ172メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所 |
| リ | 〃 136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所 |
| ヌ | 〃 77メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所 |
| ル | 〃 8を見通す線上18メートルの所 |
| ヲ | 9から10を見通す線上17メートルの所 |
| ワ | 11から護岸沿い下流へ16メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所 |
| カ | 〃 12を見通す線上10メートルの所 |
| ヨ | 13から14を見通す線上9メートルの所 |
| タ | 〃 護岸沿い上流へ67メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所 |
| レ | 〃 113メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所 |
| ソ | 〃 182メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所 |
| ツ | 15から護岸沿い下流へ138メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所 |
| ネ | 〃 107メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所 |
| ナ | 〃 89メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所 |
| ラ | 〃 73メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所 |
| ム | 〃 57メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所 |
| ウ | 〃 36メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所 |
| キ | 〃 21メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所 |
| ノ | 〃 16を見通す線上11メートルの所 |
| オ | 17から18を見通す線上12メートルの所 |
| ク | 〃 護岸沿い上流へ20メートルの位置から護岸に直角に対 |

| | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| | 岸へ 13 メートルの所 | |
| ヤ | 〃 | 28 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 14 メートルの所 | |
| マ | 〃 | 39 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 14 メートルの所 | |
| ケ | 〃 | 80 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 12.5 メートルの所 | |
| フ | 〃 | 118 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 11 メートルの所 | |
| コ | 〃 | 136 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 11 メートルの所 | |
| エ | 〃 | 168 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 13 メートルの所 | |
| テ | 19 から護岸沿い下流へ | 156 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 12 メートルの所 | |
| ア | 〃 | 130 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 10 メートルの所 | |
| サ | 〃 | 115 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 10 メートルの所 | |
| キ | 〃 | 20 を見通す線上 13 メートルの所 |
| ユ | 20 から 19 を見通す線上 | 9 メートルの所 |
| メ | 〃 | 護岸沿い下流へ 21 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 8 メートルの所 | |
| ミ | 〃 | 59 メートルの位置から護岸に直角に対 |
| | 岸へ 9 メートルの所 | |
| シ | 〃 | 149 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 11 メートルの所 | |
| エ | 〃 | 215 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 9 メートルの所 | |
| ヒ | 〃 | 260 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 6 メートルの所 | |
| モ | 〃 | 289 メートルの位置から護岸に直角に |
| | 対岸へ 1 メートルの所 | |
| セ | 〃 | 304 メートルの所 |
| ス | 16 から 15 を見通す線上 | 1 メートルの所 |
| い | 〃 | 護岸沿い下流へ 4 メートルの位置から護岸に直角に対岸 |

| | | |
|---|--------------|-------------------------------------|
| | へ1メートルの所 | |
| ろ | 〃 | 10メートルの所 |
| は | 〃 | 35メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所 |
| に | 〃 | 57メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所 |
| ほ | 〃 | 79メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所 |
| へ | 〃 | 98メートルの位置から護岸に直角に対岸へ3メートルの所 |
| と | 〃 | 116メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所 |
| ち | 〃 | 135メートルの位置から護岸に直角に対岸へ7.5メートルの所 |
| り | 14から護岸沿い上流へ | 177メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所 |
| ぬ | 〃 | 136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所 |
| る | 〃 | 13を見通す線上9.5メートルの所 |
| を | 12から11を見通す線上 | 7メートルの所 |
| わ | 〃 | 護岸沿い下流へ52メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所 |
| か | 〃 | 63メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所 |
| よ | 10から護岸沿い上流へ | 27メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所 |
| た | 〃 | 9を見通す線上17メートルの所 |
| れ | 8から7を見通す線上 | 15メートルの所 |
| そ | 〃 | 護岸沿い下流へ21メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所 |
| つ | 〃 | 187メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所 |
| ね | 〃 | 229メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所 |
| な | 5から護岸沿い上流へ | 217メートルの位置から護岸に直角に対岸へ20メートルの所 |

| | | | |
|-------|---|-----|---|
| ら | 〃 | 148 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ20メートルの所 |
| む | 〃 | 101 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所 |
| う | 〃 | 85 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 16メートルの所 |
| み | 〃 | 56 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所 |
| の | 〃 | 13 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所 |
| お | 〃 | 2 | メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所 |
| く | 〃 | 4 | を見通す線上16メートルの所 |
| や | 〃 | 3 | から2を見通す線上17メートルの所 |
| ま | 〃 | 1 | から護岸に直角に対岸へ5メートルの所 |
| 除外区域4 | | | 次のアイを1から269度19分33秒4,518.86メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(北東側)で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを1から269度17分23秒4,519.82メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(南西側)で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域, オカを1から269度40分25秒4,570.79メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(北東側)で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを1から269度38分16秒4,571.73メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(南西側)で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域, ケコを1から270度1分52秒4,622.68メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(北東側)で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを1から269度59分45秒4,623.60メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(南西側)で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを1から270度22分55秒4,675.62メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(北東側)で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを1から270度20分49秒4,676.52メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧(南西側)で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域 |

| | |
|--------|--|
| 1 | 仁保島二等三角点 (北緯 34 度 21 分 50 秒. 28499, 東経 132 度 29 分 35 秒. 42005) |
| ア | 1 から 269 度 30 分 7 秒 4, 516. 96 メートルの所 |
| イ | 〃 269 度 31 分 5 秒 4, 520. 76 メートルの所 |
| ウ | 〃 269 度 28 分 56 秒 4, 521. 71 メートルの所 |
| エ | 〃 269 度 27 分 58 秒 4, 517. 92 メートルの所 |
| オ | 〃 269 度 50 分 60 秒 4, 568. 89 メートルの所 |
| カ | 〃 269 度 51 分 56 秒 4, 572. 69 メートルの所 |
| キ | 〃 269 度 49 分 48 秒 4, 573. 63 メートルの所 |
| ク | 〃 269 度 48 分 51 秒 4, 569. 83 メートルの所 |
| ケ | 〃 270 度 12 分 28 秒 4, 620. 78 メートルの所 |
| コ | 〃 270 度 13 分 23 秒 4, 624. 59 メートルの所 |
| サ | 〃 270 度 11 分 16 秒 4, 625. 51 メートルの所 |
| シ | 〃 270 度 10 分 21 秒 4, 621. 70 メートルの所 |
| ス | 〃 270 度 33 分 32 秒 4, 673. 71 メートルの所 |
| セ | 〃 270 度 34 分 25 秒 4, 677. 52 メートルの所 |
| ソ | 〃 270 度 32 分 19 秒 4, 678. 43 メートルの所 |
| タ | 〃 270 度 31 分 25 秒 4, 674. 61 メートルの所 |
| 除外区域 5 | 次のアイを 1 から 269 度 42 分 31 秒 4, 513. 59 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (北東側) で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から 269 度 40 分 43 秒 4, 514. 38 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (南西側) で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域, オカを 1 から 270 度 5 分 44 秒 4, 564. 59 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (北東側) で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から 270 度 3 分 56 秒 4, 565. 36 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (南西側) で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域, ケコを 1 から 270 度 27 分 32 秒 4, 616. 45 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (北東側) で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から 270 度 25 分 46 秒 4, 617. 20 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (南西側) で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを 1 から 270 度 36 分 35 秒 4, 643. 58 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 (北東側) で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から 270 度 25 分 46 秒 4, 617. 20 メートルの地点を中心とする半径 1. 75 メートルの円弧 |

(南西側) で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

- 1 仁保島二等三角点 (北緯 34 度 21 分 50 秒. 28499, 東経 132 度 29 分 35 秒. 42005)
- ア 1 から 269 度 42 分 6 秒 4, 511. 93 メートルの所
- イ " 269 度 42 分 57 秒 4, 515. 25 メートルの所
- ウ " 269 度 41 分 8 秒 4, 516. 04 メートルの所
- エ " 269 度 40 分 18 秒 4, 512. 72 メートルの所
- オ " 270 度 5 分 19 秒 4, 562. 92 メートルの所
- カ " 270 度 6 分 8 秒 4, 566. 25 メートルの所
- キ " 270 度 4 分 21 秒 4, 567. 02 メートルの所
- ク " 270 度 3 分 32 秒 4, 563. 69 メートルの所
- ケ " 270 度 27 分 9 秒 4, 614. 78 メートルの所
- コ " 270 度 27 分 56 秒 4, 618. 12 メートルの所
- サ " 270 度 26 分 10 秒 4, 618. 87 メートルの所
- シ " 270 度 25 分 22 秒 4, 615. 54 メートルの所
- ス " 270 度 45 分 9 秒 4, 669. 06 メートルの所
- セ " 270 度 27 分 56 秒 4, 618. 12 メートルの所
- ソ " 270 度 26 分 10 秒 4, 618. 87 メートルの所
- タ " 270 度 25 分 22 秒 4, 615. 54 メートルの所
- 3 関係地区 広島市中区江波東 1・2 丁目, 江波西 1・2 丁目, 江波南 1・2 丁目, 江波本町, 吉島西 1・2 丁目, 吉島東 1・2 丁目, 南区皆実町 1～6 丁目

1 公示番号 共第 4 5 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | あさり漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | えむし漁業 | " |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区吉島, 千田, 南区比治山地先 (元安川, 京橋川)

漁場の区域 次の 1・2 を結んだ直線と 3・4 を結んだ直線と 5・6 を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし, 1・7 の間, 2・3 の間及び 4・8 の間の高潮対策河川構造物敷の区域並びに次の除外区域を除く。

基 点 1 中区住吉町明治橋下流側右岸付け根

- 〃 2 〃 大手町5丁目明治橋下流側左岸付け根
- 〃 3 〃 昭和町比治山橋下流側右岸付け根
- 〃 4 南区比治山本町比治山橋下流側左岸付け根
- 〃 5 中区吉島新町1丁目南東角
- 〃 6 南区出島1丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ46メートルの所
- 〃 7 中区吉島東1丁目南千田橋上流側右岸付け根
- 〃 8 南区皆実町6丁目御幸橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ1,156.3メートルの所

除外区域1 京橋川宇品橋橋脚構造物敷及び橋脚保護工（河床組石）の区域

除外区域2 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 1 中区千田町3丁目御幸橋下流側右岸付け根から189度457.8メートルの所
- 2 1から214度356.8メートルの所
- ア 2から50度195.2メートルの所
- イ 〃 55度201.5メートルの所
- ウ 〃 62度157.5メートルの所
- エ 〃 56度148.8メートルの所

- 3 関係地区 広島市中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、吉島東1・2丁目、南千田東町、南千田西町、南区皆実町1～6丁目

1 公示番号 共第46号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区元宇品町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。

- 基 点 1 南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤南側付け根
- 〃 2 〃 宇品シーサイドマンション敷地北側の延長線と護岸

- との交点
- ア 1 から南側防波堤の延長線と距岸 150 メートルの線との交点
- イ 2 から南区出島 2 丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
- 除外区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカを結んだ 4 直線とアオを距岸 150 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 1 広島グランドプリンスホテル南側防波堤北側付け根
- ア 1 から 80 度 12 分 47 秒 141.1 メートルの所
- イ アから 258 度 50 分 00 秒 15.8 メートルの所
- ウ イから 241 度 23 分 22 秒 79.8 メートルの所
- エ ウから 162 度 31 分 36 秒 38.1 メートルの所
- オ エから 70 度 05 分 11 秒 82.2 メートルの所
- 3 関係地区 広島市南区元宇品町, 宇品海岸 1・2 丁目, 宇品御幸 1～5 丁目, 宇品東 1～7 丁目, 宇品西 1～4 丁目

1 公示番号 共第 4 7 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | あさり漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区元宇品町地先

漁場の区域 次の 1 ア, アイ, イウ, ウ 2 を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 元宇品町石田造機(株)元宇品第 2 工場東側の荷揚場の北側付け根

〃 2 〃 大西運輸(株)南の船だまり北側防波堤突端

ア 1 から南区宇品海岸 3 丁目第六管区海上保安本部南側棧橋突端を見通す線上 150 メートルの所

イ 2 から 80 度 150 メートルの所

ウ 〃 120 度 150 メートルの所

3 関係地区 広島市南区元宇品町, 宇品海岸 1・2 丁目, 宇品御幸 1～5 丁目, 宇品東 1～7 丁目, 宇品西 1～4 丁目

1 公示番号 共第 4 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種共同漁業 | えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 広島市南区東雲，仁保，向洋，安芸郡府中町地先（猿猴川）
- 漁場の区域 次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と8・9を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，2から南区東雲3丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。
- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 基 点 | 1 | 南区大州1丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 |
| 〃 | 3 | 〃 大州5丁目新大洲橋下流側右岸付け根 |
| 〃 | 4 | 安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根 |
| 〃 | 5 | 南区東雲3丁目瀧崎公園護岸南東角（仁保橋南側） |
| 〃 | 6 | 5から170度の線と対岸との交点 |
| 〃 | 7 | 8から274度の線と対岸との交点 |
| 〃 | 8 | 南区向洋大原町船だまり南側護岸北角（東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点） |
| 〃 | 9 | 〃 北側護岸と8から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点 |
- 除外区域1 次のアイ，イウ，ウエを結んだ3直線とエオをエから197度27分7秒990.69メートルの点を中心として半径990.69メートルの円弧（北東側の線）でむすんだ線とオカを結んだ直線とカキをカから200度45分2秒1490.68メートルの点を中心として半径1490.68メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とキクを結んだ直線とクケをクから205度52分26秒490.7メートルの点を中心として半径490.7メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とケコを結んだ直線とコサをコから232度24分16秒590.69メートルの点を中心として半径590.69メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とサシを結んだ直線とシスをシから59度27分51秒44.3メートルの点を中心に半径44.3メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とスセをスから305度52分14秒45.74メートルの点を中心に半径45.74メートルの円弧（東側の線）で結んだ線とセソ，ソタ，タチ，チツを結んだ4直線と護岸（高潮対策工事

| | |
|--------|---|
| | 完了区間においては施行前の護岸) によって囲まれた区域 |
| ア | 仁保島二等三角点 (北緯 34 度 22 分 1 秒 975, 東経 132 度 29 分 26 秒 344) から 352 度 14 分 32 秒 2287.60 メートルの所 |
| イ | アから 209 度 22 分 15 秒 20.65 メートルの所 |
| ウ | イから 108 度 7 分 12 秒 23.54 メートルの所 |
| エ | ウから 107 度 27 分 7 秒 17.81 メートルの所 |
| オ | エから 109 度 6 分 4 秒 57.03 メートルの所 |
| カ | オから 110 度 45 分 2 秒 226.33 メートルの所 |
| キ | カから 113 度 18 分 44 秒 133.25 メートルの所 |
| ク | キから 115 度 52 分 26 秒 208.14 メートルの所 |
| ケ | クから 129 度 8 分 21 秒 225.19 メートルの所 |
| コ | ケから 142 度 24 分 16 秒 193.99 メートルの所 |
| サ | コから 145 度 56 分 4 秒 72.74 メートルの所 |
| シ | サから 149 度 27 分 52 秒 293.62 メートルの所 |
| ス | シから 95 度 49 分 59 秒 71.34 メートルの所 |
| セ | スから 17 度 12 分 5 秒 29.28 メートルの所 |
| ソ | セから 358 度 10 分 37 秒 3.01 メートルの所 |
| タ | ソから 355 度 19 分 10 秒 20.06 メートルの所 |
| チ | タから 358 度 10 分 38 秒 43.12 メートルの所 |
| ツ | チから 268 度 7 分 53 秒 12.14 メートルの所 |
| 除外区域 2 | 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエオをハを中心とした半径 15.4 メートルの円弧 (南東側) で結んだ線とオ 1 を結んだ直線と護岸 (高潮対策工事完了区間においては施行前の護岸。以下同じ。) によって囲まれた区域及びカキを結んだ直線とキクをヒを中心とした半径 26.89 メートルの円弧 (北東側) で結んだ線とクケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソタ, タチ, チツ, ツテ, テトを結んだ 12 直線と護岸とによって囲まれた区域並びにナニ, ニヌ, ヌネ, ネノを結んだ 4 線と護岸とによって囲まれた区域 |
| 1 | 湊崎公園護岸南東角 (仁保橋南側) |
| 2 | 南区仁保 2 丁目黄金橋下流側右岸付け根 |
| ア | 1 から護岸沿い上流へ 58 メートルの所 |
| イ | アから 75 度 19 メートルの所 |
| ウ | イから 165 度 41 メートルの所 |
| エ | ウから 181 度の線とハを中心とした半径 15.4 メートルの円弧との交点 |

| | |
|--------|--|
| オ | 1 から 170 度の線とハを中心とした半径 15.4 メートルの円弧との 交点 |
| カ | 〃 と対岸との交点 |
| キ | 〃 とヒを中心とした半径 26.89 メートルの円弧と の交点 |
| ク | キから 145 度の線とヒを中心とした半径 26.89 メートルの円弧と の交点 |
| ケ | クから 171 度 55 メートルの所 |
| コ | ケから 171 度 47 メートルの所 |
| サ | コから 174 度 55 メートルの所 |
| シ | サから 177 度 73 メートルの所 |
| ス | シから 178 度 45 メートルの所 |
| セ | スから 180 度 57 メートルの所 |
| ソ | セから 182 度 48 メートルの所 |
| タ | ソから 184 度 26 メートルの所 |
| チ | タから 183 度 51 メートルの所 |
| ツ | 2 から 129 度 11 メートルの所 |
| テ | ツから 261 度の線と護岸との交点 |
| ト | 2 から 259 度の線と護岸との交点 |
| ナ | 〃 242 度の線と護岸との交点 |
| ニ | 〃 245 度の線と仁保入江西側奥の船揚場との交点 |
| ヌ | ニから 81 度の線とネから 317 度の線との交点 |
| ネ | ノから 70 度 3 メートルの所 |
| ノ | 2 から 180 度の線と護岸との交点 |
| ハ | 1 から 356 度 7 メートルの所 |
| ヒ | 〃 189 度 53 メートルの所 |
| 3 関係地区 | 広島市南区仁保 1～4 丁目, 向洋大原町, 青崎 2 丁目, 堀越 3 丁 目, 向洋新町 1 丁目, 上東雲町, 東雲 1～3 丁目, 東雲本町 1～ 3 丁目 |

1 公示番号 共第 49 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | あさり漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |

えむし漁業

〃

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町似島地先
 漁場の区域 似島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
 区域

3 関係地区 広島市南区似島町

1 公示番号 共第 5 0 号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第 1 種共同漁業 | あさり漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区楽々園地先
 漁場の区域 次の 2 ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カ 5 を結んだ 7 直線
 と 3・4 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
 域。ただし、あさり漁業については佐伯区楽々園 6 丁目西側護岸
 の延長線から西側の区域を除く。

| | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 廿日市市桜尾 3 丁目護岸東端 |
| 〃 | 2 | 佐伯区美の里 2 丁目美の里ポンプ場の水門西側付け根の護岸角から護岸沿い西へ 40 メートルの所 (護岸継目) |
| 〃 | 3 | 〃 美の里 1 丁目岡の下川河口右岸角 (北側) から護岸沿い北西へ 116 メートルの所 |
| 〃 | 4 | 〃 楽々園 6 丁目岡の下川河口左岸角 (北側) から護岸沿い北西へ 116 メートルの所 |
| 〃 | 5 | 〃 海老園 4 丁目五日市漁港西側の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ 373 メートルの所 |
| ア | | 1 と 2 を結んだ線の中央点 (広島市と廿日市市との佐方川河口における境界) |
| イ | | アから江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上 70 メートルの所 |
| ウ | | イから 70 度 11 分 305 メートルの所 |
| エ | | ウから 95 度 330 メートルの所 |
| オ | | エから 139 度 115 メートルの所 |
| カ | | 5 から 156 度 295 メートルの所 |

3 関係地区 広島市佐伯区

1 公示番号 共第51号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | えむし漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区月見町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアカを1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線とカイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1ウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ3を結んだ10直線と護岸とによって囲まれた区域を除く。

基 点 1 月見町広島エルピーガスターミナル(株)東側入口前(南東側)の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの所

〃 2 〃 的場川河口右岸角

〃 3 〃 (株)クリーンエナジーと丸本鋼材(株)・丸本運輸(株)の敷地境界線の延長と護岸との交点から護岸沿い南西へ30メートルの所

ア 1から195度16分18秒150メートルの所

イ 2から南区船越南5丁目南側埋立地(瀬野川右岸河口埋立地)西角を見通す線と月見町距岸150メートルの線との交点

ウ 1から195度16分18秒125メートルの所

エ ウから護岸に直角の線と1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線との交点

オ 1から護岸に直角に100メートルの所

カ 〃 150メートルの所

キ カから護岸に平行に引いた線上(北東)100メートルの所

ク キから護岸に直角に引いた線上(北西)50メートルの所

ケ クから護岸に平行に引いた線上(北東)230メートルの所

コ ケから護岸に直角に引いた線上(南東)50メートルの所

サ 3から護岸に直角に150メートルの所

3 関係地区 広島市南区向洋大原町, 向洋本町, 青崎2丁目, 堀越2丁目, 向洋新町1丁目

1 公示番号 共第52号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|
|----------|-----|-----|

- 第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 広島市南区金輪島地先
- 漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。
- 基 点 1 金輪島例木の鼻
- " 2 " 金輪島集会所西の公園敷地北西角前の栈橋西側付け根から護岸沿い北西へ195メートルの所
- ア 1から南区元宇品南端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
- イ 2から南区黄金山の高を見通す線と距岸20メートルの線との交点
- 3 関係地区 広島市南区仁保1～4丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭1～3丁目、北大河町、南大河町、山城町
- 1 公示番号 共第53号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 広島市南区金輪島地先
- 漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸25メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。
- 基 点 1 金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所
- " 2 " (株)新来島宇品ドック南側浮栈橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所
- ア 1から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸25メートルの線との交点
- イ 2から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地栈橋南側付け根を見通す線と距岸25メートルの線との交点
- 3 関係地区 広島市南区仁保1～4丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭1～3丁目、北大河町、南大河町、山城町

1 公示番号 共第54号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区元宇品町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基 点 1 元宇品広島港東側防波堤南側付け根

〃 2 〃 南端

ア 広島港東側防波堤（離岸堤）と距岸100メートルの線との南側交点

イ 2から南区峠島北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

3 関係地区 広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品西1～4丁目、日宇那町、皆実町1～6丁目、中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南1・2丁目

1 公示番号 共第55号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第2種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町似島地先

漁場の区域 似島距岸350メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 広島市南区似島町

1 公示番号 共第56号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |

あわび類漁業

〃

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸郡坂町地先

漁場の区域 次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。

基 点 1 坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所

〃 2 〃 水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所

〃 3 〃 植田マツダスチール(株)第3工場埋立地南西角

〃 4 〃 広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角

ア 1から広島市南区仁保沖町マツダ(株)仁保工場敷地護岸南東角(広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角)を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ ウから328度19分10秒の線と距岸150メートルの線との交点

ウ 2から323度22分73.2メートルの所

3 関係地区 安芸郡坂町

1 公示番号 共第57号

2 免許の内容たるべき事項

| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第1種共同漁業 | あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | なまこ漁業 | 〃 |
| | しゃこ漁業 | 〃 |
| | えむし漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 |
| | あわび類漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸郡坂町地先

漁場の区域 次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 坂町亀石マツダ(株)埋立地護岸南角（埋立地南側護岸のパラペット東端） |
| 〃 | 2 | 海岸線における坂町と呉市の市町標識間の中央（護岸の呉市表示 鉾から護岸沿い北へ 60.7 メートルの所） |
| 〃 | 3 | 小屋浦天地川小屋浦橋（歩道橋）下流川右岸付け根 |
| 〃 | 4 | 〃 左岸付け根 |
| ア | | 1 から 188 度 4.5 メートルの所 |
| イ | | アから 234 度の線と距岸 150 メートルの線との交点 |
| ウ | | 2 から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 |

3 関係地区 安芸郡坂町

1 公示番号 共第 5 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 2 種共同漁業 | いそ建・も建網漁業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸郡坂町地先

漁場の区域 次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ、ウ 2 を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドッグ中央から東西へ幅 200 メートルの区域を除く。

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ 62 メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 21.5 メートルの所 |
| 〃 | 3 | 〃 植田マツダスチール(株)第 3 工場埋立地南西角 |
| 〃 | 4 | 〃 広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角 |
| ア | | 1 から広島市南区仁保沖町マツダ(株)仁保工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点 |
| イ | | ウから 328 度 19 分 10 秒の線と距岸 200 メートルの線との交点 |
| ウ | | 2 から 323 度 22 分 73.2 メートルの所 |

3 関係地区 安芸郡坂町

